

(別紙4)

## 調布市地球温暖化対策実行計画区域施策編改定支援業務（令和7年度）

### 1 目的

国が令和2年10月に2050年カーボンニュートラルを宣言し、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正されたことを受けて、本市及び調布市議会では、「2050年までに二酸化炭素排出を実質ゼロ」を目指すことを令和3年4月に公表した。

この目標の達成に向け、調布市では地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づく「調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しているが、令和7年度に中間見直しを行い、計画を改定することを予定している。

本業務では、「調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改定に向けた令和7年度における全般的な支援を目的とする。

### 2 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日とする。

### 3 業務内容

業務内容は、以下のとおりとする。

#### (1) 計画骨子の作成

令和6年度に実施する基礎調査の結果及び「調布市再生可能エネルギー導入目標等策定業務」の検討結果をもとに、本計画の基本的事項及び施策の体系の見直しを行い、施策の方向性を含めて骨子案としてとりまとめる。

なお、本計画は「地域気候変動適応計画」を包含するものとすることから、本市の気候の変化と将来予測をとりまとめたうえ、気候変動影響評価を実施し、適応策の立案を行う。

また、本計画の取組を効果的・効率的に進めるための進捗管理手法及び進捗状況の公表方法について提案を行う

#### (2) 計画素案の作成

計画骨子に対する各種会議や調布市環境基本計画策定のために実施する市民ワークショップの結果を踏まえ、本計画の将来像及び施策体系の見直しを行うとともに、各施策及び取組の内容、目標及び指標等を検討し、計画素案を作成する。

なお、市民ワークショップの結果は調布市から受託者に提供する。

#### (3) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメント用の資料の作成及び対応策を立案する。

#### (4) 計画最終案及び概要版の作成

計画素案に対する各種会議及びパブリックコメントの結果を反映し、計画最終案及び概要版を作成する。

構成（項目やレイアウト等）や文章表現などの支援を行うほか、計画書に掲載すべき図表、図面、イラスト、概念図等の提供を行う。

#### (5) 会議等運営支援

以下の会議・打合せ協議における資料作成・印刷を行う。また、アの項目については、会議への出席，議事要旨の作成，イの項目については会議への出席，議事要旨（調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）改定・策定支援業務に係る部分のみ）の作成を行う。

ア 調布市地球温暖化対策実行計画改定委員会：5回を想定

イ 調布市環境保全審議会 3回を想定

なお、計画の改定にあたっては、下記特記事項について、十分に配慮すること。

- (1) 温対法をはじめ、法令等で定める策定要件を満たすこと
- (2) 国の「第6次環境基本計画」及び今後策定予定の地球温暖化に係る国の各種計画を踏まえること
- (3) 環境省公表の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」に基づき適切な方法で行うこと。
- (4) 法令等で定める「地域温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「地域気候変動適応計画」を満たす内容を含めること
- (5) 「調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の検討に際しては、「調布市再生可能エネルギー導入目標等策定支援業務」における調査及び検討結果等を適切に反映させること
- (6) 関連計画との整合性を保つこと

#### 4 成果物

本業務の成果として、次のものを作成する。

- (1) 実行計画 A4カラー，くるみ製本，150部  
※実行計画はPowerPointを用いて作成すること
- (2) 実行計画（概要版） A4カラー，8ページ，300部
- (3) 本業務に関連する電子データ 1式

#### 5 その他

(1) 受託者は、委託者又は関係者と打合せ等を行った際は、その都度速やかに打合せ記録を作成し提出すること。

- (2) 本業務における成果品をはじめ各分析・評価・調査結果や議事要旨など本業務受託中に作成し、調布市に提出した資料・電子データの著作権は調布市に帰属するものとする。

なお、本業務により調布市に提出された資料や電子データなどは同時期に策定を行う調布市環境基本計画に活用するため、第三者に提供する場合がある。

以上